

平成30年小野町議会定例会3月会議

議事日程（第3号）

平成30年3月9日（金曜日）午後1時30分開議

- 日程第 1 委員長の審査結果報告（各部常任委員会委員長）
- 日程第 2 委員長の報告に対する質疑
- 日程第 3 議案第 1号 平成29年度小野町一般会計補正予算（第6号）
〔討論、採決、以下日程第10まで同じ〕
- 日程第 4 議案第 2号 平成29年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 5 議案第 3号 平成29年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第 4号 平成29年度小野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 7 議案第 5号 平成29年度小野町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第 6号 平成29年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第 7号 平成29年度小野町文化・体育振興基金特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第 8号 平成29年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第 9号 平成30年度小野町一般会計予算
〔討論、採決、以下日程第17まで同じ〕
- 日程第12 議案第10号 平成30年度小野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第13 議案第11号 平成30年度小野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第14 議案第12号 平成30年度小野町介護保険特別会計予算
- 日程第15 議案第13号 平成30年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計予算
- 日程第16 議案第14号 平成30年度小野町文化・体育振興基金特別会計予算
- 日程第17 議案第15号 平成30年度小野町水道事業会計予算
- 日程第18 議案第16号 小野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について
〔討論、採決、以下日程第19まで同じ〕
- 日程第19 議案第17号 小野町交流・定住支援館設置及び管理に関する条例について
- 日程第20 議案第18号 小野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
〔討論、採決、以下日程第33まで同じ〕
- 日程第21 議案第19号 小野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第20号 特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第21号 小野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第22号 小野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第25 議案第23号 小野町火葬場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第24号 小野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第25号 小野町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第26号 小野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設置及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第27号 小野町公営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第28号 小野町町営住宅等条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第29号 小野町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第30号 小野町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第31号 小野町就学指導審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第32号 小野町介護保険サービス事業特別会計設置条例を廃止する条例について
〔討論、採決〕
- 日程第35 議案第33号 町有財産賃貸借契約の変更について
〔討論、採決〕
- 日程第36 議案第34号 小野町道路線の認定について
〔討論、採決、以下日程第37まで同じ〕
- 日程第37 議案第35号 小野町道路線の変更について
- 日程第38 議員提出議案第 1号 小野町わかものずっとすみたい条例について
〔討論、採決〕
- 日程第39 請願・陳情の採択、不採択の決定
- 日程第40 特別委員会委員長の中間報告
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第40まで議事日程に同じ

(追加)

追加日程第1 議案第36号 人権擁護委員候補者の推薦に付き意見を求めることについて

〔上程、説明、質疑、採決〕

追加日程第2 議員提出議案第 2号 議員派遣について

〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

追加日程第3 議員提出議案第 3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

出席議員（11名）

1番 渡 邊 直 忠 君

2番 会 田 明 生 君

3番 竹 川 里 志 君

4番 宗 像 芳 男 君

6番	籠田良作君	7番	水野正廣君
8番	遠藤英信君	9番	久野峻君
10番	佐・登君	11番	吉田康市君
12番	村上昭正君		

欠席議員（1名）

5番 田村弘文君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大和田昭君	副町長	阿部京一君
教育長	西牧裕司君	総務課長	村上春吉君
企画政策課長	佐藤浩君	税務課長	吉田徳一君
町民生活課長	石井一一君	健康福祉課長	村上昭一君
子育て支援課長	鈴木稔君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	郡司功君
地域整備課長	遠藤靖次君	教育課長	吉田吉広君
会計管理者 兼出納室長	宗像喜也君	代表監査委員	先崎福夫君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	吉田浩祥	次長	二瓶淳
書記	先崎勝人	書記	猪狩信輔

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

○議長（村上昭正君） まず、冒頭に皆さんにお願いがあるんですが、写真を併任書記に自由な角度から会議中に撮らせていただきたいと思います。と言いますのも、なかなか議会だよりに使う写真が側面とかバックからの写真になりますので、少し真ん中に来たりそういったことがあろうかと思えますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） では、そういうことで執行部側も大変申しわけないですけれども、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、ただいまから平成30年小野町議会定例会3月会議、第9日目の会議を開きます。

ただいま出席している議員は11名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。

なお、5番、田村弘文議員より、所用により欠席する旨の届け出がありました。

◎議事日程の報告

○議長（村上昭正君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎委員長の審査結果報告

○議長（村上昭正君） 日程第1、各部常任委員会より付託事件の審査結果の報告を求めます。

初めに、予算決算常任委員会の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

10番、佐・登委員長。

〔予算決算常任委員会委員長 佐・登君登壇〕

○予算決算常任委員会委員長（佐・登君） それでは、予算決算常任委員会の委員長の報告を申し上げます。

予算決算常任委員会における付託事件の審査の結果並びに経過について、ご報告申し上げます。

平成30年小野町議会定例会3月会議において、予算決算常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、審査の結果と経過につきましては、お手元に配付の委員長報告のとおりであります。

以上申し上げます、予算決算常任委員会の報告といたします。

○議長（村上昭正君） 次に、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長。

6番、籠田良作委員長。

〔総務文教常任委員会委員長 籠田良作君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（籠田良作君） 平成30年小野町議会定例会3月会議において、総務文教常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、その審査の結果と経過について報告いたします。

議案第18号 小野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、職員の勤務に対する評価について、これまでの「勤務評定」制度から「人事評価」制度へ移行したことにより、町長に対する報告事項から勤務評定部分を削除する改正を行うものであり、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第19号 小野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、学校教育法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い所要の改正を行うもので、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定されたことから、関連する文言の追加を行うものであり、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第20号 特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、教育課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、議案第31号の小野町就学指導審議会条例の一部改正に伴い、現行の「小野町就学指導審議会」の機関名称を「小野町教育支援委員会」に改正を行うものであります。

更に、学校医等の報酬額を増額する改正を行うものであり、平成30年4月1日より施行するものであります。

次に、議案第21号 小野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、町民生活課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の改正を行うもので、国民健康保険に加入する住所地特例者について、後期高齢者医療制度移行時に従前の住所地において被保険者となる改正など行うものであり、平成30年4月1日より施行するものであります。

本案について、保険証の住所の表記、保険者の医療費負担について質疑がありました。

次に、議案第23号 小野町火葬場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、町民生活課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、本年4月1日からペット火葬事業の運営開始に伴い、火葬場使用料の区分に動物炉分を追加する改正を行うものであり、平成30年4月1日より施行するものであります。

次に、議案第24号 小野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、町民生活課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の改正を行うもので、「国民健康保険運営協議会」を「町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めるほか、現在設置している「国民健康保険給付費支払準備基金」を「国民健康保険財政調整基金」と改め、使用目的を国民健康保険財政全般の運営に資する資金とすることから、関連する条項の改正を行うものであり、平成30年4月1日より施行するものであります。

本案について、徴収率が見込みに達しない場合の予算対応、新聞報道による標準保険料率について質疑がありました。

次に、議案第31号 小野町就学指導審議会条例の一部を改正する条例について、教育課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、心身障がい児童・生徒及び幼児の就学指導を行うため設置している「小野町就学指導審議会」の機関名称を「小野町教育支援委員会」と改めるとともに、就学後の一貫した教育支援等の調査・審議を行うなど機能の拡充を図るための改正を行うものであり、平成30年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第33号 町有財産賃貸借契約の変更について、町民生活課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、株式会社ウィズウェストジャパンと一般廃棄物最終処分場用地として、平成9年3月25日付で賃貸借契約を締結した町有地について、現在の契約期間が平成30年3月31日で満了となることから、賃貸借期間の2年延長を内容とする変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求められたものであります。

内容としましては、現在、林地開発の終了の要件とされる最終覆土工事等が実施される段階に至っておらず、林地開発の終了までは当該用地の貸し付けが必要となることから、賃貸借期間を平成32年3月31日までとするものであります。

本案について、2年間の延長期間中に今後の方針を早期に提示してもらうよう要望がありました。

次に、議員提出議案第1号 小野町わかものずっとすみたい条例について、提出者、渡邊直忠議員に出席を求め、議案の提案理由について説明を受けました。

本案は、町の若者定住施策の一環として、交流の拡大、若者定住促進及び地域振興を図り、人口減少に歯どめをかけ、持続可能な住民主体のまちづくりを行うために、小野町に住んでよかった、住みたくなる町の実現を目指すことを目的とするものであります。

審査の結果、条例において事業者及び町民等への役割を規定し、連携及び協働での定住施策に取り組むには事業者及び町民等との合意形成が必要である、また、条例立案段階において実効性を確保するための調査・研究をし、その役割を位置づけることが重要であるなどから、否決すべきものと決定いたしました。

以上が、平成30年小野町議会定例会3月会議において、総務文教常任委員会に付託された事件の審査結果及

び経過であります。

○議長（村上昭正君） 次に、厚生産業常任委員会の報告を求めます。

厚生産業常任委員会副委員長。

3番、竹川里志副委員長。

〔厚生産業常任委員会副委員長 竹川里志君登壇〕

○厚生産業常任委員会副委員長（竹川里志君） 平成30年小野町議会定例会3月会議において、厚生産業常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表及び請願・陳情文書表のとおりであり、その審査の結果と経過について報告いたします。

議案第16号 小野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について、健康福祉課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、介護保険法の改正に伴い、居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市町村に移譲されることから、事業所の指定について必要となる事業の人員及び運営に関する基準を定めるため条例を制定し、平成30年4月1日より施行するものであります。

委員から、現在、町内で指定を受けている事業所の状況や、指定に必要な資格や権限についての質疑がありました。

次に、議案第17号 小野町交流・定住支援館設置及び管理に関する条例について、地域整備課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、町の魅力や情報発信、産業創出の促進、子育て世帯、若者単身者の居住支援などを図り、もって町の人口減少加速化に歯どめをかけることに資することを目的に、小野町交流・定住支援館を設置し管理するため、条例を制定し、公布の日から施行するものであります。

委員から、町内事業所向け住宅の内容やランニングコストについての質疑がありました。また、契約方法について柔軟な対応が必要との意見があり、想定される契約方法等の説明がありました。

次に、議案第22号 小野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、子育て支援課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、当該条例の引用条項に異動が生じたために改正を行うもので、平成30年4月1日より施行するものであります。

次に、議案第25号 小野町介護保険条例の一部を改正する条例について、健康福祉課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、平成30年度から平成32年度までの第7期介護保険事業計画期間における介護保険料率を規定することとあわせて、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が公布され、その一部が施行されたことに伴い関連する条項の改正を行うもので、平成30年4月1日より施行するものであります。

委員から、改正後の介護保険料率や近隣市町村の保険料について質疑があり、追加資料により説明がありました。

次に、議案第26号 小野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例について、健康福祉課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が施行され、介護保険法の一部が改正されたことに伴い関連する条項を改正するもので、平成30年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第27号 小野町公営住宅管理条例の一部を改正する条例について、地域整備課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、公営住宅法等の一部を改正する法律等の施行に伴い所要の改正を行うもので、認知症等で毎年収入申告をすることが困難であると認めた場合、収入申告義務を免除する等の規定を整備し、あわせて入居者の募集方法に町の広報紙、町公式ウェブサイトを加える改正を行うもので、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第28号 小野町町営住宅等条例の一部を改正する条例について、地域整備課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、町営住宅の老朽化等に伴い、住宅の解体を行ったことから住宅管理戸数を改めるもので、平成30年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第29号 小野町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について、地域整備課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令が公布され、平成30年1月1日に施行されたこととあわせ、入居者の募集方法について町の広報紙、町公式ウェブサイトを加える改正を行うもので、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第30号 小野町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、地域整備課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、道路占用料に関する道路法施行令の一部が改正されたことに伴い、福島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例が公布され、それらを受けて小野町道路占用料徴収条例の一部を改正するもので、平成30年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第32号 小野町介護保険サービス事業特別会計設置条例を廃止する条例について、健康福祉課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、小野町地域包括支援センター事業の円滑な運営とその経理の適正を図ることを目的に、小野町介護

保険サービス事業特別会計を設置したものでありますが、平成29年度より地域包括支援センターの運営を委託したことにより、指定介護予防事業に係る歳入歳出予算が不要となることから、当該会計を廃止するものであります。

次に、議案第34号 小野町道路線の認定について、地域整備課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、現在の道路利用状況、社会情勢等を踏まえ、法定外道路等の再整備を行い、大字浮金字原地内の道路線を初めとする11路線について町道路線への新規認定を行い、住民の生活環境の向上を図りたく、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求められたものであります。

次に、議案第35号 小野町道路線の変更について、地域整備課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案につきましては、先ほどの議案第34号と同様に道路利用状況、社会情勢等を踏まえ、滝平線を初めとする8路線の既認定町道路線の延伸を図ることにより、住民の生活環境の向上を図りたいため、道路法第10条第2項及び第3項の規定により議会の議決を求められたものであります。

次に、陳情第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について、産業振興課長に出席を求め、参考意見を聴取し審査した結果、全委員異議なく採択すべきものと決定いたしました。

本陳情について、福島県の最低賃金が全国でも31番目の低い水準にあり、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低いため、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げが重要な課題となっており、政府関係機関並びに福島労働局長に対し意見書の提出を求めるものであります。

委員からは、最低賃金に地域格差が生じている状況であるため、今般の意見書提出に賛成であるとの意見が出されました。

以上が、平成30年小野町議会定例会3月会議において、厚生産業常任委員会に付託された事件の審査結果及び経過であります。

◎委員長の報告に対する質疑

○議長（村上昭正君） 日程第2、各部常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「1番」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 自席で結構ですので、どの委員会に質疑があるか申し添えてから質疑をお願いいたします。なお、質疑は3回までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

1番、渡邊直忠議員。

○1番（渡邊直忠君） 総務文教常任委員長の報告に対して質疑がございます。

内容については、議員提出議案第1号についてでございます。続けてよろしいですか。

○議長（村上昭正君） はい、お願いします。

○1番（渡邊直忠君） 委員長の報告によると、否決の内容としては、事業者及び町民等の合意形成が必要であるということ、実効性を確保するための調査・研究、その役割を位置づけるということが重要であるということの、大きくはこの2点で否決をしたわけでありますが、最初の合意形成でございますけれども、条例制定する前、合意形成そのものが条件になるのか、また行政議会が条例制定をして主張すべきで、町民、事業者等の理解を得ていれば、そのことが解決できるのかなというふうに思います。

それと2番目のほうの、調査・研究でありますけれども、条例制定提案者としては調査・研究をしてきました。付託をされた委員会としてどのように審議をし、また、どのような時間をかけながらやったのか、私も出席して提案説明はしましたけれども、時間も無いような状況で、本当にどうなんだという感じをいたしております。

それともう一つは、議案提出者が1名だけということの場合の問題点はあるのか、また否決の原因になるのか、その点について質疑をしたいと思います。

以上です。

○議長（村上昭正君） それでは、籠田良作総務文教常任委員長、答弁をお願いいたします。

籠田良作委員長。

○総務文教常任委員会委員長（籠田良作君） ただいま、1番、渡邊直忠議員から、議員提出議案第1号 小野町わかものずっとすみたい条例についてであります。質問がありましたが、先ほど委員長報告で述べたとおりであります。条例等の立案については、現行のとおり条例等に対応できないかの確認を要することが審議いたしました。予算計画が明確であるか審議、またはその内容が町民の方々に容易に理解できるかを審議しましたが、今、質問がありました事業者、町民の合意形成が必要かということでございますが、私たち当委員会では、やはり合意は必要であるという見解を持ちました。なぜならば、やはりこの条例制定は一番町の大事な基幹の条文でございます。これら等が安易にできるものではないということを私たちは認識しておりますので、やはりどういう形であろうとも否決するべきであるということを確認したわけでございますが、調査・研究の日に時間はどのくらいかかったのかとありましたが、調査・研究、これはやはり今質問がありましたが、行ったということでございますので、あるいは行った、やはり内容等も聞きたかったわけでございますが、総務文教委員としてはどのくらい時間がかかったか、これは渡邊議員のほうからあったこの提案理由のみでございました。

それから、1名では問題はあるのかということでございますが、議会より提案するのは1名、12分の1、1名以上で結構でございます。何らそれについては問題はございません。

ただ、否決したということは、やはり私たちが総務文教委員会でやりましたが、各条文の事業者の役割、聞いていなかったですが、事業者の役割、責任が生じることがあるのか、また町民に義務を課すことは非常に難しいのではないかと、この条文の中におきまして。それから、やはり必要性のためには手順を、裏づけをもって、そして若者の考え方はどのようなものか、やはりこれは意見を聞く必要があるということで条例の質疑を受けて、否決ということにしたものでございます。

以上でございます。

○議長（村上昭正君） そのほか、質疑ありませんか。

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 渡邊直忠議員、もうさっき申し上げたとおり3回と言いましたけれども、一問一答方式でやっておりますので、1問ずつ本当は質疑をお願いしたかった。ところがもう3問されたので、それ以上は質疑は認められません。

○1番（渡邊直忠君） 議長。

○議長（村上昭正君） 渡邊直忠議員。

○1番（渡邊直忠君） 一問一答の話でありますけれども、あくまでも流れとしてはいろいろな形の中でその話が出てくるわけでありまして、1つのことだけを話をするというわけではなくて、やっぱり質疑というものは、ある意味では一つの流れに沿って質疑をするということに当然なると思います。それを一問一答ということで3つやったから終わりだということでは、正直言って承服しかねます。

○議長（村上昭正君） そこを私も最初に申し上げればよかったのかなと気がするんですけども、途中で質疑を折ってはいけなかなというようなことで、3問をそのまま聞いてしまって、そのまま答弁をいただいたわけでありまして、小野町の議会規則にはそういう形なものですから、私のほうは申し上げればよかったんですけども申し上げなかった部分もありますので、しかしながら、もう3問質問をしたということでご理解をいただきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

渡邊直忠議員。

○1番（渡邊直忠君） 今、申し上げたように1つの質疑というのは、一つの流れでありますので、その中を区切って3つだということで、それはちょっと私は違うのかなというふうな感じは正直言ってあります。

ただ、今、委員長が答えた中でやっぱり自分の思いもありますので、そこは質疑という形の中で意見を聞いてやることは何ら問題はないのかな。もう一度よろしく願いいたします。

○議長（村上昭正君） 暫時休議といたします。

議会運営委員会を開きたいと思います。

再開は、議会運営委員会終了後に再開いたしますので、時間はちょっと申し上げられません。

暫時休議といたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時26分

○議長（村上昭正君） それでは、会議を再開いたします。

先ほど、渡邊議員のほうから質疑を求めたことについてでありますけれども、議会運営委員会を開催させていただきました。

委員会の中で、まずはその質疑は渡邊議員が言うように一括方式であれば、これは3回まで認めるということでもあります。ただ、私が言った一問一答方式も質疑においては、はっきりした規定はないというようなことでもあります。ただ、私が考えていた内容はそれを延々と、例えば渡邊議員、3問か4問ぐらいになったかと思

うんですけれども、それを延々とやるということは果たしてどうなのかなというような考えもございまして、そういった意見も先ほど委員会の中から出されました。

ただ、規定としてはこの町議会会議規則の中にそうしたはっきりした明文もありませんので、今回は質問を3回まで認めたいと思いますのでお願いをしたいんですが、ただ条例に関する以外の質問はしないようお願いをしたいと思います。といいますのは、先ほど12分の1の提案云々という話がありましたけれども、それは条例の中身とはまた離れた話でありますので、それは法的な話、例えば議会に対する話とかそういう法的な話になりますので、そういう質疑、質問はなさらないようお願いをしたいと思います。あくまでも、その委員会で不採択になったその条例の中身の部分でお願いをしたいと思いますけれども、よろしくをお願いしたいと思います。

そういった形で、再質問を認めたいと思います。

渡邊直忠議員。

○1番（渡邊直忠君） ありがとうございます。

今、議長から先ほどやった12分の1の話でありますけれども、これはそういうことを申し上げているのではなくて、これもあくまでも1人で出すということは否決の原因になるのか、これはやっぱり1つの条例に対しての話でありますので、それは正直言ってその前の質問なのかなというふうには理解します。

また、それはさておきであります。先ほど委員長のほうからその予算、それから義務ということの話が出ましたけれども、これはあくまでも町民に対して……

○議長（村上昭正君） 渡邊議員、マイク入れてもらってよろしいですか。

○1番（渡邊直忠君） すみません。

義務というふうな話と、その予算というふうな話でありましたけれども、当然予算に関しては今回のところは予算化するような金銭的なものをどうのこうのというのはありません。

また、その委員長のほうから出た町民に対する義務ということもという話が出ましたけれども、義務であつてあくまでも町と町民がまちづくりを考えていく、協働のもとにやっているんだというそういう姿勢で、ある意味では町民の皆様方にもある程度の努力というか、協力をしていただくということは条例等も含めて私はあるべき姿だというふうに思います。そういうふうな意味で申し上げたいのは、あくまでも委員長が言っているように義務を課すというような意味での話ではありませんので、その辺を委員長のほうの見解をお聞きしたいと思います。

○議長（村上昭正君） 総務文教常任委員長、籠田委員長。

籠田委員長。

○総務文教常任委員会委員長（籠田良作君） 町民の義務ということで議論がございましたが、そういうことではなければありませんということでございますので、それでは私のほうももう一度精査したいと思います。一応、渡邊議員が質問というよりお話ししたことにつきましては、全体的には私が先ほど申し上げたとおりであります。

○議長（村上昭正君） そのほか質疑ありませんか。

渡邊議員ありませんか。

○1番（渡邊直忠君） ないです。

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

これで、各部常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

◎議案第1号～議案第8号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第3、議案第1号 平成29年度小野町一般会計補正予算（第6号）から日程第10、議案第8号 平成29年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）まで8議案を一括して議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第1号から議案第8号まで8議案を一括討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第8号までの討論を終わります。

◎議案第1号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

初めに、議案第1号 平成29年度小野町一般会計補正予算（第6号）についてお諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（村上昭正君） 起立全員であります。

したがって、議案第1号 平成29年度小野町一般会計補正予算（第6号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第2号～議案第8号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案第2号 平成29年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から議案第8号 平成29年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）までの7議案についてお諮りいたします。本案はそれぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第2号から議案第8号までの7議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第9号～議案第15号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第11、議案第9号 平成30年度小野町一般会計予算から日程第17、議案第15号 平成30年度小野町水道事業会計予算まで7議案を一括議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第9号から議案第15号まで7議案を一括討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第9号から議案第15号までの討論を終わります。

◎議案第9号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

初めに、議案第9号 平成30年度小野町一般会計予算についてお諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（村上昭正君） 起立全員であります。

したがって、議案第9号 平成30年度小野町一般会計予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第10号～議案第15号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案第10号 平成30年度小野町国民健康保険特別会計予算から議案第15号 平成30年度小野町水道事業会計予算まで6議案についてお諮りいたします。本案はそれぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第10号から議案第15号までの6議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第16号～議案第17号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第18、議案第16号 小野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例についてから日程第19、議案第17号 小野町交流・定住支援館設置及び管理に関する条例についてまで2議案を一括議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第16号から議案第17号までの2議案を一括討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第16号から議案第17号までの討論を終わります。

◎議案第16号～議案第17号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

議案第16号 小野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例についてから議案第17号 小野町交流・定住支援館設置及び管理に関する条例についてまでの2議案についてお諮りいたします。本案はそれぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第16号から議案第17号までの2議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第18号～議案第31号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第20、議案第18号 小野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第33、議案第31号 小野町就学指導審議会条例の一部を改正する条例についてまで14議案を一括議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第18号から議案第31号までの14議案を一括討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第18号から議案第31号までの討論を終わります。

◎議案第18号～議案第31号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

議案第18号 小野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第31号 小野町就学指導審議会条例の一部を改正する条例についてまでの14議案についてお諮りいたします。本案はそれぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第18号から議案第31号までの14議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第34、議案第32号 小野町介護保険サービス事業特別会計設置条例を廃止する条例についてを議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第32号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第32号の討論を終わります。

◎議案第32号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

議案第32号 小野町介護保険サービス事業特別会計設置条例を廃止する条例についてお諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第32号については原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第35、議案第33号 町有財産賃貸借契約の変更についてを議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第33号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第33号の討論を終わります。

◎議案第33号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

議案第33号 町有財産賃貸借契約の変更についてお諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第33号については原案のとおり可決されました。

◎議案第34号～議案第35号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第36、議案第34号 小野町道路線の認定についてから日程第37、議案第35号 小野町道路線の変更についてまで2議案を一括議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第34号から議案第35号まで2議案を一括討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第34号から議案第35号までの討論を終わります。

◎議案第34号～議案第35号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

議案第34号 小野町道路線の認定についてから議案第35号 小野町道路線の変更についてまでの2議案についてお諮りいたします。本案はそれぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第34号から議案第35号までの2議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案第1号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第38、議員提出議案第1号 小野町わかものずっとすみたい条例についてを議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議員提出議案第1号を討論に付します。

討論ありませんか。

渡邊直忠議員。

討論については、演台でお願いをしたい。

まず、賛成か反対かを申し述べて、それから演台で討論をお願いしたいと思います。

〔1番 渡邊直忠君登壇〕

○1番（渡邊直忠君） 賛成の討論を申し上げます。

総務文教常任委員会付託、条例賛成討論、議員提出議案第1号 小野町わかものずっとすみたい条例は全国から若者を呼ぶための定住化施策として、小野町のよさと若者を大事にする町なんだとPRする条例であり、町の施策とも合います。

提案に対し、賛成討論を述べます。

町は、第四次小野町振興計画で「人口減少に歯止めをかけ、町の魅力向上や元気なまちづくりができるよう、今後、先導的・重点的に取り組むべきだ」とあります。主要プロジェクトを設置したところであります。小野町の喫緊の課題は人口減少だと思います。人口減少対策の必要性、これは町民、行政、議会等、誰もが認めることであります。町はそのための施策として多岐にわたり実施をしております。

なお、本30年には、若者民間賃貸住宅家賃補助として月2万円、年間24万円、5世帯分を予算化しており、努力をしておりますが、人口減少解消のための条例はないと思います。

この提案条例は、基本理念を定め、目的として町、事業者、町民等の役割を明確にして、町民の皆様方にも努力をしてもらうということも大事であります。連携及び協働のもと若者定住施策に取り組み、持続可能な住民主体のまちづくりをアピールすることにより、小野町は住みよい町、若者を積極的に受け入れる町と町内外に発信できる条例であります。小野町に誇りと愛情を持ち、住んでよかった、住みたくなる小野町の実現を目指すことを目的としています。

今回の条例制定は、金銭等奨励先については一切なく、小野町は若者が魅力と感じる定住施策を多くの人と地域にPRする条例であります。議員は一人一人がまちづくり、地域づくりを進める責任があります。自己責任と一人でもやり抜く意欲と努力も必要であると考えます。

最後になりますが、この条例は若者定住化と町のPRでありますので、ぜひご理解を賜りますようお願いを申し上げます。議員各位のご賛同をよろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（村上昭正君） 議案に対する反対の討論はありませんか。

会田明生議員。

〔2番 会田明生君登壇〕

○2番（会田明生君） 議員提出議案第1号 小野町わかものずっとすみたい条例について反対討論をいたします。

当該条例案は、目的に規制があるように若者の定住促進に関し、町、事業者、町民等の役割を明確にし、それぞれが連携、協働の持続可能な住民主体のまちづくりをするという内容であります。当該条例案の目的を達成する上で必要不可欠なのは、主体となる住民や事業者と地域の課題や理念を共有することです。

また、条文には町、事業者、町民等の役割が明記され、それぞれに努力義務を課しています。このような住民や事業者に義務を負わせる場合は、これら関係者との調整を行い、理解を得る必要があると考えます。そのため、当該条例案のような政策条例を定める際には、その過程において住民や事業者が主体的にかかわった上で、あらゆる角度から慎重に議論する必要があると考えることから反対討論といたします。

○議長（村上昭正君） そのほか討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

◎議員提出議案第1号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

議員提出議案第1号 小野町わかものずっとすみたい条例についてお諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（村上昭正君） 起立少数であります。

したがって、議員提出議案第1号については否決されました。

◎請願・陳情の採択、不採択の決定

○議長（村上昭正君） 日程第39、請願・陳情の採択、不採択の決定を行います。

厚生産業常任委員会副委員長より報告のあった、陳情第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情については、採択とする各部常任委員会委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号については採択とすることに決定いたしました。

◎特別委員会委員長の中間報告

○議長（村上昭正君） 日程第40、特別委員会に付託中の事件について、会議規則第47条第1項の規定により、この際、中間報告を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、特別委員会の中間報告を求めることに決定いたしました。

企業対策特別委員会の報告を求めます。

企業対策特別委員会委員長。

2番、会田明生委員長。

〔企業対策特別委員会委員長 会田明生君登壇〕

○企業対策特別委員会委員長（会田明生君） 平成30年小野町議会定例会3月会議において、企業対策特別委員会の活動についての中間報告を申し上げます。

3月8日、村上議長にご同席をいただき、企画政策課長及び副課長出席のもと委員会を開催いたしました。

初めに、企画政策課長より2月6日に町長、企画政策課職員並びに正副議長も同行し、東レACE株式会社及び株式会社タカラトミーを企業訪問した際の状況について報告を受けました。

東レACE株式会社においては、小川社長と面談し意見を交換したほか、同社製品などの案内も受けたとのことであり、株式会社タカラトミーにおいては、富山会長のほかりトルファクトリー株式会社、近藤社長にも同席いただき意見交換を行ったとのことでありました。

タカラトミーにつきましては、委員会の質疑の中で、本年度好評であったふるさと納税返礼品として継続的な協力要請を願うとともに、リカちゃんキャスルへの支援と連携を通じて小野町の観光面を初め、町振興につながる施策の検討が必要ではないかとの意見で一致いたしました。

また、当委員会所管外ではありますが、同施設周辺で年末に実施されているイルミネーションについても集客や波及効果を考え、更なる検討を要すべきではないかとの意見も出されたところであります。

次に、小野高等学校の進路状況についてであります。今春卒業生の進学、就職ともほぼ100%の内定率で、町内企業へも9名の採用が内定、更に町内に工場を有する企業へも6名が内定している状況等について説明を

受けたものであります。

これに関連し、町内企業の従業員募集状況や従業員の充足状況等についても、状況把握を願ったところであり
ます。

次に、その他の案件として、株式会社アドバネクス旧福島工場跡地の状況、立地企業等懇談会の開催予定な
どについて質疑を行いました。アドバネクス工場跡地については、売却後の進展がない状況であるとのこと
でありました。

最後に、次年度の委員会活動について協議を行いました。これまでの活動に加え、町で構想を策定してい
る小野インターチェンジ周辺開発に関連し、当委員会でもインター周辺の土地利用の先進的事例の調査実施の
ほか、商業施設や物流拠点など製造業以外の企業に対してもアプローチを進めていくことといたしました。

以上が、当委員会の中間報告であります。引き続き委員会活動を積極的に進め、企業誘致と既存企業の支
援に精力的に取り組むことを申し添え、報告といたします。

◎特別委員会委員長の中間報告に対する質疑

○議長（村上昭正君） 特別委員会委員長の中間報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、委員長報告に対する質疑を終わります。

暫時休議といたします。

これより、追加議事の資料を配付いたします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 2時55分

○議長（村上昭正君） ただいま、追加議事日程及び議員提出議案第2号から議員提出議案第3号までの議案を
配付いたしました。配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） なければ再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議案第36号の上程、説明

○議長（村上昭正君） 追加日程第1、議案第36号 人権擁護委員候補者の推薦に付き意見を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 議案第36号 人権擁護委員候補者の推薦に付き意見を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、今年6月30日で任期満了となります現委員の小野町大字小野新町字宿ノ後100番地8、先崎隆春氏を再度人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

なお、任期につきましては、委嘱された日から3年の任期となるものであります。

以上、議案第36号 人権擁護委員候補者の推薦に付き意見を求めることについてご説明いたしましたが、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案の説明といたします。

よろしくようお願い申し上げます。

◎議案第36号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第36号 人権擁護委員候補者の推薦に付き意見を求めることについて、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第36号について質疑を終わります。

次に、討論を省略し採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

◎議案第36号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

議案第36号 人権擁護委員候補者の推薦に付き意見を求めることについて適任とする意見に賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（村上昭正君） 起立全員であります。

したがって、議案第36号 人権擁護委員候補者の推薦に付き意見を求めることについては、適任とする意見に決定いたしました。

◎議員提出議案第2号の上程、説明

○議長（村上昭正君） 追加日程第2、議員提出議案第2号 議員派遣についてを議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第2号 議員派遣について、4番、宗像芳男議員の説明を求めます。

4番、宗像芳男議員。

〔4番 宗像芳男君登壇〕

○4番（宗像芳男君） 議員提出議案第2号 議員派遣について、小野町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出する。

平成30年3月9日提出。

提出者、宗像芳男、賛成者、籠田良作、同じく久野峻、同じく竹川里志、同じく会田明生の各議員であります。

提案理由、地方自治法第100条第13項及び小野町議会会議規則第127条第1項の規定に基づき、議員を派遣するため提出する。

以上であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

◎議員提出議案第2号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第2号 議員派遣について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

◎議員提出議案第2号の討論

○議長（村上昭正君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第2号を討論に付します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

◎議員提出議案第2号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案の採決を行います。

議員提出議案第2号 議員派遣についてお諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案第3号の上程、説明

○議長（村上昭正君） 追加日程第3、議員提出議案第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書を議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書について、3番、竹川里志議員の説明を求めます。

3番、竹川里志議員。

〔3番 竹川里志君登壇〕

○3番（竹川里志君） 議員提出議案第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書について、小野町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出する。

平成30年3月9日提出。

提出者、竹川里志、賛成者、佐・登、同じく久野峻、同じく渡邊直忠の各議員であります。

提案理由、最低賃金の引き上げについては、非正規労働者の所得の向上に直結し、持続可能な経済の好循環を図るためにも必要不可欠である。

また、最低賃金を持つセーフティーネット機能を維持するためには、物価上昇と消費税率の引き上げ分を考慮した最低賃金の引き上げが必要である。

更には、最低賃金の引き上げは、一定水準の賃金が確保され、県内における労働力の確保や若年層を中心とした労働人口の県外流出に歯どめをかけ、福島県の復興を促進する上でも非常に重要な位置づけとなっている。

については、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求めるため、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣ほか関係機関の長に意見書を提出する。

以上であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

◎議員提出議案第3号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

◎議員提出議案第3号の討論

○議長（村上昭正君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第3号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

◎議員提出議案第3号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案の採決を行います。

議員提出議案第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書についてお諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第3号については原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（村上昭正君） これで、定例会3月会議に付議された事件は、全て終了いたしました。

◎議長挨拶

○議長（村上昭正君） 定例会3月会議の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、新年度当初予算を初め、いずれも重要案件の審議でありましたが、熱心なるご審議をいただき、全議案議了することができました。

また、一般質問におきましては、5名の議員が登壇され町政各般における質問が行われました。今定例会における各議員のご精励に対しましても、本席より厚く御礼を申し上げます。

執行部におかれましては、議員各位の町政への思い、発言の趣旨を十二分に踏まえられ、新年度予算執行を初め、新しい総合計画や各種計画の着実な実行など、引き続きのご努力をお願いいたします。

日増しに春めいて参りましたが、年度末を控え何かと気ぜわしい時期でもあるかと思えます。皆様方には健康管理に十分留意され、ご活躍されますことをお願い申し上げ、本定例会のご挨拶といたします。

大変お疲れさまでございました。

◎町長挨拶

○議長（村上昭正君） この際、町長から発言があれば、それを許します。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 平成30年小野町議会定例会3月会議の閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

今定例議会には、平成29年度一般会計ほか各会計補正予算案件8件、平成30年度一般会計ほか各会計当初予算案件7件、条例の制定案件2件、条例の一部改正案件14件、条例の廃止案件1件、契約の変更案件1件、町

道路線の認定・変更案件2件、追加の人事案件1件、合計36件をご提案申し上げましたところでありますが、議員の皆様には連日ご精励の上、慎重ご審議の結果、ご議決をいただきまして、まことにありがとうございます。

今議会においての多岐にわたるご質問や、審議の過程で頂戴いたしました議員各位からの様々なご意見、ご指導に対しましては、趣旨を十分に踏まえまして、今後の適正な予算執行、町政運営に努める所存であります。

平成30年度は、新しい総合計画のスタートの年度でありますので、町の将来をしっかりと見据え、主要プロジェクトを柱として人口減少に歯どめをかけ、町の魅力向上や町民が望むまちづくりを目指し、着実に歩みを進めて参る所存でありますので、今後とも忌憚のないご意見やご指導、ご協力をお願いしたいと存じます。

年度末、年度初めという気ぜわしい時期を迎えるわけではありますが、議員各位にはどうかご自愛の上、ご活躍くださることをお願いいたしまして、簡単ではありますが閉会に当たっての御礼のご挨拶といたします。ありがとうございました。

◎散会の宣告

○議長（村上昭正君） 本日の会議は、これをもって散会といたします。

散会 午後 3時09分